- 理念・保育方針・教育・保育目標・年齢別目標・食育方針-

教育・保育理念

森に育つ『どんぐり』のように大地に根をはり 一人ひとりが逞しい大木に育ち、大きな実をつけるように、 『あい』ある保育を実践します

教育·保育方針

就学前に身につけておかなければならないこと、 小学校へ就学する子どもたちが、可能な限り、「困り感」を軽減できるよう 配慮しながら、教育・保育を進めていく。

知識のある子どもに 集中力のある子どもに 協力し合える子どもに 挨拶ができる子どもに 何事にも興味を持つ子どもに 物語が好きな子どもに

躾の三原則

【哲学者・教育学者 森 信三氏のことば】

- 1. 挨拶は自分からする子どもに
- 2.「はい」とはっきり返事できる子どもに
- 3. 席を立ったら必ず椅子を入れ、履き物を揃える子どもに

年 齢 別 目 標

【たんぽぽ (1歳児)】

安心して過ごせる環境を作り、自分でやろうとする気持ちを育てる

【ひまわり (2歳児)】

基本的な運動機能が発達し、自我の芽生えを育む

【すみれ (3歳児)】

基本的な生活習慣を身に付け、自分の気持ちを言葉や行動で表現する

【ばら (4歳児)】

身近な環境に興味を持ち、友だちと関わる中で集団ルールを守って行動ができるようになる

【ゆ り (5歳児)】

目標に向かって挑戦する意欲を養い、達成感・充実感を味わうとともに 仲間への思いやりの気持ちを持つ

食育方針

「早寝、早起き、朝ごはん」の生活リズムを基本とし、

- 1.お腹が空くリズムのもてる子ども
- 2. 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- 3.食事づくり、準備にかかわる子ども
- 4.食べ物を話題にする子ども
- 5.正しい姿勢で、正しくお箸を持ち、咀嚼できる子ども



年 齢 別 必 要 物 品 表

保護者の方にご負担していただく物品類					
物品名	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
名札(新入園児のみ購入)進級時継続使用	*	☆			
カラー帽子 進級時継続使用	☆	☆	☆	☆	☆
れんらくちょう(おたよりちょう)	*	☆	☆	*	☆
おたよりぶくろ	♦	♦	♦	♦	♦
氏名ゴム印(新入園児のみ)	*	☆	☆	*	☆
出席ブック・出席シールA			☆	*	☆
自由画帳(B 4 サイズ) ※リング形式のもの			♦	♦	♦
ワークブック				*	☆
上靴(バレーシューズ不可、靴底がゴム製に限る)		♦	♦	♦	♦
お道具箱 クレパス16色・のり・カラー水性ペン8色・ 色鉛筆12色・はさみ			♦	♦	♦
体操服<半袖・長袖・半パン>			☆	*	*
スモック	各自でご用意下さい				
ねんど、ねんど板			♦	♦	♦
ねんどケース			♦	♦	♦
スプーンセット(お箸・フォーク・スプーン)	各自でご用意下さい				

は必要物品として購入していただきます。

はご家庭で使用できるものがあればご使用下さい。

3歳児クラスから体操服登園となります。(洗い替え等、各々必要枚数を購入して下さい。)

体操服上下に姓名を必ず記入して下さい。3歳児クラスから5歳児クラスまでは、名札はいりません。

上靴は、園指定の物又は、靴底がゴム製の物をお買い求め下さい。バレーシューズ(靴底がプラスチック製の物)は避けて下さい。

スモックは各自で必ず購入していただき、毎日お持ちいただきます。(定期的に洗濯をお願いします。) かばんについては特に指定はありません。(2歳児~5歳児は子どもが背負えるリュックをご用意下さい。) 必要に応じてサブバッグ等をご用意下さい。(ロッカーに入れて下さい。)

消耗品、紛失や欠損については、その都度購入してください。

物品の購入の金額については、別紙「物品購入表」を参照して下さい。

デイリープログラム

	乳児クラス	幼児クラス			
	1, 2才	3才	4才	5才	
7:00	順次登園 1才児クラスで合同保育	順次登園	5 才児クラスで	で合同保育	視診・触診
8:45	2歳児クラスに移動	各部屋	各部屋へ移動・戸外(室内)遊び		
9:00	9:00~9:25 おやつ 朝の会	9:15	全体集会 体力づくり (体操・朝のかけあし) 片づけ		
9:40		9:30			手洗・排泄
9:45		朝の会			視診・触診
10:10	今日はどんな遊びをする	設定保育①(年中、年長児は時間延長あり)			
10:50	片 づ け				手洗・排泄
11:15	給食準備	· 準 備		給食準備	
11:30	給食	給食		給食	
12:15	ごちそうさま・着替え 午睡(3歳児クラスは12月末日にて				視診・触診
13:30	翌年1月より設定保育②となり		設定保育②		手洗・排泄
14:30				: 15 ~ : 00	
15:00	目覚め・着替え・おやつの お や つ	準備	自由遊び		手洗・排泄
15:15					
15:30	ごちそうさま				手洗・排泄
15:50	お帰りの会・戸外遊び・順次降園			視診・触診	
17:30					
~	1才児クラスにて合同保育	18:00頃〜 5才児クラスで合同保育			視診・触診排泄
18:00	5才児クラスにて合同保育				
18:30	時間延長保育サービス事業(5歳児クラス全園児合同保育)				
19:00 保育終了					

上記の時間はあくまでも予定の時間ですのでご了承下さい。土曜保育はデイリーとは異なり合同保育となります。(乳児はたんぽぽぐみ、幼児はゆりぐみ各部屋にて)

持 ち 物 一 覧 表

1、2才児(生活発表会以降、2才児は上靴が必要です。)

紙オムツは、保護者持ち帰りはなく、園の方で業者が回収いたします。病的な便の時は、 保護者に見て頂きます。 ※は必要な園児のみ

(1625年16767)						
物品名	1才	2才	摘要			
上布団(カバーとも)	1	1	リース以外の方			
敷布団(シーツ)	1	1	リース以外の方			
バスタオル	1	1				
オネショウパット		*	│汚れた衣類│ │を持ち帰り、│			
食事用エプロン	1		翌日その分			
おしぼり	2	1	を補充して下さい。			
オムツ(組単位)	6	*	1 0 0 %			
おしりふき※	1	1				
パンツ(トレーニングパンツ)	8	5				
シャツ	4	2	\			
上着	4	2	全クラスサブバッグ (布製)を衣類入れと			
ズボン	4	4	して準備願います。			
靴下(冬場のみ)	2	2				
お手拭きタオル	年度途中から必要	1				
スプーン・フォークセット	1	1	しかばんに入れて、			
うがい用コップ		1	∫毎日持ち帰ります。			
スモック	1	1				
サブバッグ	1	1				

衣類に必ず名前の 記入を宜しくお願 いします。 (濃い色合いの衣 服には縫いつける など)

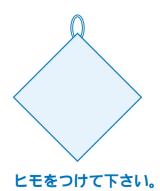
- ※おしりふきはストックを含め、2個必要となります。
- ※パンツ(トレーニングパンツ)はトレーニング開始してからとなります。
- ※上靴は園指定の物又は靴底がゴム製の物 (バレーシューズ 靴底がプラスチック製は不可)

3 才児~5 才児 体操服による登降園となります。 ※は必要な園児のみ

物品名		3 才	4 才	5 才		
着替え シャツ・ パンツ・上着・ズボン	私服で2~3着 個人差がありますので枚数は調節して下さい	0	0	0		
お手拭きタオル	タオルの中心にヒモを輪にしてつける	0	0	0	毎日、	
歯ブラシ、コップ	歯ブラシはキャップなし、巾着袋に入れてくる	0	0	0	}持ち帰って 下さい	
上布団(カバーとも)	ベビー布団など、できるだけ薄いもの	0] 季節により、	
敷布団(シーツ)	布団に合わせたもの	0			持ち帰っていただく期間が変わります。	
お昼寝用タオルケット (上下) ※夏期のみ	身体にあったもの(敷き布団も要ります)	0	0	0		
上靴	下靴と区別のつくもの(バレーシューズ不可)	0	0	0		
スモック	製作や給食時等に使用します	0	0	0		

- ※上記以外にスプーンセット(お箸・スプーン・フォーク)が必要です。
- ※4歳児・5歳児は、通常午睡がありません。ただし、午睡布団は、休息時間があるため、 プール開始から終了時までの期間で使用します。

◎お手拭きタオル



園行事への取り組みについて

- ① 保護者、職員、保護者同士のつながりをつくるもの
- ② 子どもの成長発達の節目となる行事
- ③ 季節、生活を楽しむ行事
- ④ その他の行事

保護者への対応

保護者への理解と協力を促進するために次のことを行う。

- ① 園だより、クラスだより、保健だより(看護師作成)、給食だより(栄養士作成) 給食献立表 毎月配信(当園ホームページにアップします)
- ② 保育参観、個人懇談(希望者のみ)の実施
- ③ 育児相談の実施
- ④ 保育活動への参加案内
- ⑤ 地域貢献支援員(スマイルサポーター)の設置

(ご家庭との連絡について

- ① 園からご家庭への連絡は、配布物・連絡帳・掲示板・メールによりますので毎日ご覧下さい。
- ② 園からの問い合わせなど、返事を要するものは指定した期間中にご返事願います。
- ③ 転居、勤務先の変更、電話番号の変更、又、家族人員に変更のあった時は、ただちに園までご連絡下さい。(連絡カード、就労証明書の再提出)
- ④ 緊急連絡先は、いつもはっきりしておいて下さい。
- ⑤ 災害時には、当園の判断で緊急措置をとります。泉州地域に台風接近の時は、登園前であればご 家庭で待機して下さい。
- ⑥ 退園の場合、その月・日がわかり次第退園届をご提出下さい。(用紙は園に用意してあります)
- ⑦ 日々、保護者の方は、園児の健康及び行動につき保育教諭と連絡を密にして下さい。
- ⑧ 1・2歳は毎日、3・4・5歳は必要に応じて、おたより帳に園でのお子様の様子を書かせて頂きます。

給食について(自家調理)

栄養計算に基づき、保育園自家調理(委託業者よる)です。給食費については、3・4・5歳児(1・2号認定)に限り各自のご負担となります。

給食会議や調査により児童の嗜好、喫食状況を確認し健康な身体づくりにて とめます。可能な限り、アレルギー食を対応させていただきます。

クッキング保育、バイキング給食等、子ども達の食への興味を呼びかけます。

また、毎月19日を『食育の日』としてその月の『旬』を食材として利用します。

(毎月第1土曜日は、お弁当会とさせていただきます。但し月により変更があります。)



5

市民福祉に向けての取り組み

情報提供及び育児相談等への取り組みについて

*情報提供

園掲示板への貼り出しなどの活用により情報を提供します。

*育児相談

電話・直接来園・ファックスによる育児相談を実施。専門講師、育児相談員配置。地域との連携 及び地域活動への取り組みについて

以下のように園活動への積極的な参加呼びかけをしています。

- ◎中学生の社会体験学習の受け入れ(現在、中学生は美木多・原山台・庭代台の受け入れを実施)
- ◎中学校、高等学校、大学までボランティア活動の受け入れを実施。
- ◎職員による地域奉仕を実施。
- ◎地域介護老人施設との有意義な交流を予定しています。

保育料等は指定口座から振替 ※保育料は堺市が決定

毎月20日に指定口座からの自動引き落としとなります。(引落日が休日の場合は翌営業日)

*保育料については各区役所(子育て支援課)にお問い合わせ下さい。

欠席が続いても保育料は徴収されます。退園するときは園の方へ届出が必要です。

*実費納入について【保育に係る実費についても全て保育園へ直接納入となります。】

諸費:布団代(リースの場合)、給食費代(3,4,5歳児のみ)、ビデオアルバム代(5歳児のみ)

- *土曜保育利用1回につき、別途給食費がかかります。
- * 1 ヶ月の保育料等を滞納された場合、登園停止措置を取らせていただきます。

登降園に際してのお願い

- ① 朝、登園するまでに必ず用便をすませるように習慣づけて下さい。
- ② 毎朝、洗顔、整髪をし、爪ものびすぎないようにして下さい。(毎週月・金曜日は衛生検査実施)
- ③ 登降園に際して保育教諭は送迎いたしませんので、必ず保護者の方で送迎して下さい。(原則として高校生相当の16歳以上とします)
- ④ IDカードによる『登降園管理システム』を導入しております。カードによる入退室をお願いします。また、必ず職員と引き継ぎをして下さい。(お子様のみの登園はご遠慮下さい。)
- ⑤ 閉園時間は平日、土曜日ともに午後19時となっております。
 - ※閉園時間までに必ず送迎をお願いします。時間を超えられますと延長保育サービスを利用できなくなる場合もありますので、あらかじめご了承下さい。
- ⑤ 戸外遊びが体調不良で難しい場合に限り、職員に伝達して下さい。
- ⑥ やむをえない事情で代理の方がお迎えに来られるときは、必ずどなたのお迎えかをご連絡下さい。 (初回のみ身分証明の提示が必要となります)



登園後の体調不良時の連絡について

発熱37.5度以上を目安に体温の変化を経過報告させて頂きます。朝から37.5度前後の体温がある場合は、何らかの病気の始まりとも考えられますので、体調の悪化を防ぐためにお子様の早めのお迎えをお願いします。食欲・機嫌・顔色等によりお迎えの判断をいたします。当園では38.0度でお迎えの要請をさせて頂くことになります。平素も健康状態等に不安のある方は担任、看護師に御相談下さい。当日の緊急連絡先に変更がある場合は必ず連絡して下さい。

登園停止について

※保育園は集団生活です。感染拡大防止のため、園児の病気については十分注意して下さい。

「保育園感染症一覧表」の病気は登園停止となります。登園停止後の登園は、園指定の用紙に主治医の許可を得た後に登園して下さい。(感染症にかかわる登園に関する意見書は事務室カウンターにあります)登園停止になっていない感染症でも症状により、登園に際して主治医の判断を仰ぐこととなります。なお、症状によっては園判断により登園を見合わせていただく場合があります。

骨折等で集団生活に支障が生じると判断した場合は、登園を控えていただく場合があります。

また、症状により保育を実施する上で、「医療機関の診断書」・「保育の目安等」、「保護者の方から誓約書等の書類」の提出をお願いする場合があります。

薬の取り扱いについて

- ① 市販薬は一切お預かりできません。(リップクリームは除く)
- ② かかりつけの医師からの処方薬を必ず1回分ずつ分けて持参して下さい。水薬も必ず1回分に 分けておいて下さい。(容器はこぼれないものであればどのようなものでも結構です。)
- ③ 園でお預かりする時は、おくすり札を提出して頂きます。名前・与薬(飲ませる)時間、薬の内容を記入して頂き、職員・事務所職員に手渡しにてお渡し下さい。※おくすり札は、事務所前カウンターに置いています。おくすり札の提出がないと与薬できません。
- ④ 点眼薬や塗り薬については使用方法や注意事項をお知らせ下さい。(点眼薬・
 軟膏も市販薬はお預かりできません。)※例外として虫さされにより、軟膏を塗る場合があります。皮膚疾患等がある場合は、事前にご相談下さい。
- ⑤ 口唇や手の肌荒れ、ひび割れに関しては市販のリップクリームをお預かりします。その際も必ず 職員にお知らせ下さい。
- ⑤ 虫除け(ミスト及びシートタイプはお預かりします)日焼け止めはお預かりできません。
- ※ 不明な点は担任より連絡しますが、取り扱いの不明瞭な薬に関してはお子様に飲ませることはできません。登園時のお忙しい時間帯ですが、正しく与薬するためにご協力お願いします。

出欠席

- ※安定した生活リズムを整える為、9:30までに必ず登園してください。園児欠席、遅れての登園も 9:30までに電話連絡してください。(連絡がない場合は給食の用意はできません)
- ※特異体質・持病のあるお子様は入園時に届けて下さい。
- ※安全をモットーにいたしますが、万が一の怪我の場合はご家庭に連絡させていただき万全の対策に 努力します。

7

保育中のけが・病気は…

- ① 保育園でけがをして病院を受診したほうがよいと判断した場合は、 保護者の方へ連絡をいれさせていただき、園から受診させていた だきます。
- ② 病気の場合、例えば発熱・風邪・腹痛・歯痛などは、保護者の皆様に受診していただくことを原則としていますので、ご都合をつけていただきますようにご協力お願いします。



一時預かり・延長保育料・実費徴収について

- P2「年齢別必要物品表」を参照して下さい。
- 一時預かり保育料(幼稚園型)または延長保育料 午後17時30分~午後18時30分 400円 月額 4,000円(1号認定及び保育短時間認定対象) 午後18時30分~午後19時00分 500円 月額 5,000円 AB階層 200円 月額 2,000円

※延長保育料に兄弟割引はありません。但し、本園・分園で兄弟姉妹をお預かりしている場合のみ、 特例措置を設けております。詳細は事務所までお尋ね下さい。なお、堺市以外から入園されている場合、 減免はありません。

- 給食費(3歳児クラスより)月額 6,000円(1号認定は月額 5,000円)
- 土曜利用の給食費については、上記以外で利用一回につき別途300円徴収いたします。
- ビデオアルバム代(5歳児のみ)月額 1,200円(アルバム掲載写真は5歳児の1年間を通しての内容です。)
- 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 240円
- 登降園管理システムカード(園児一人につき、一枚は無償。追加購入、紛失の場合、一枚600円)
- 布団リース代(希望者のみ)月額 1,500円
- 施設整備協力金 月額1,000円

土曜保育について※1号認定不可

原則として当園にご提出の就労証明書(土曜保育申請書)に準じ、就労されて保育が必要な場合のみ お預かりをさせていただきます。利用時間は就労時間+往復の通勤時間となります。

- ① 土曜保育利用にかかわらず、園指定の『就労証明書(土曜保育申請書)』を提出してください。
- ② 利用される月の前月締切日までに、園指定の『土曜保育利用申込書』を提出してください。 締切日を過ぎた場合は、受理できませんので予めご了承下さい。
- ※ やむを得ない理由でご利用の場合は、園の方にご相談ください。
- ※ 毎週土曜保育を申請されている場合は、土曜保育利用申込書の提出は必要ありません。

写真販売について

日常の保育風景や行事の写真については、撮影業者へ委託しており、全て インターネット (パソコン・携帯電話)による購入となります。 ご希望の方はご利用下さい。

石井方式絵本教室について

当園では、「石井方式漢字教育」を教育・保育のカリキュラムの中 に取り入れています。

石井方式とは教育学博士・石井 勲氏の40年にわたる教育実践から生まれた優れた指導法で、子どもの能力を豊かに育みます。(3歳児より)



【漢字仮名交じり絵本による漢字教育】

○ 漢字はひらがなより優しい

漢字は一見複雑そうですが、それ故に識別しやすいのです。そして具体的な意味や内容を表していますから、幼児には絵を見るのと同じように理解されるわけです。つまり、「目」で理解する言葉(視覚言語)が漢字なのです。

○「漢字仮名交じり文」で本物の日本語にふれる

漢字は目で見る言葉、絵のようなものですから、大人が考える程、難しいものではありません。

○ 続けることで良い習慣が身に付く

大切なことは、幼児の好きな「繰り返し」を続けた結果、学習が習慣となることです。よい学習も、習慣として身に付いた時に、本当にその効果が現れてきます。石井方式漢字教育法は、石井 勲氏の教育現場での実践に基づき、子どもの心理を上手に生かし、長く続けていればひとりでに、役に立つ良い習慣が身に付きます。

○ 漢字で教える石井方式

表音文字であるひらがなやカタカナは、それぞれの文字自体には意味はありません。子どもは、一字一字の文字を拾い読みしてしまい、読んでいても一つの単語としてなかなか意味をつかむことができません。対して、漢字は表意文字といわれ、それ自体に意味をもつ文字です。漢字で表記されていると、一つの単語としてとらえ、意味をつかみ取りやすくなります。また、ひらがなやカタカナよりも複雑な漢字は記憶の手掛かりが多いために、かえって記憶に残りやすいのです。

(例文) どちらの文章が読みやすいですか。

「にわにはにわにわとりがいる」 「庭には二羽鶏がいる」



幼児にとって漢字はひらがなよりも優しい、絵本も漢字仮名交じりです。

幼児期は、まず読むことから、書けなくても良いのです。

幼児にとって「学習」とは「まねる」ことです。幼児の特性は飽きずに何回でも繰り返すことです。 石井方式漢字教育法は、そうした「幼児の特性」を良く生かして学習できるように工夫しています。

立腰(腰骨を立てる)教育について

当園では、立腰 (腰骨を立てる)教育を取り入れ、静 (気持ちを落ち着ける)と動 (アクションを起こす)のメリハリをある保育を実践しています。

○ 立腰の効果とは

「心と体はつながっている」とよくいわれます。

腰骨をしっかり立て、姿勢を正すだけで、落ち着いて行動できるようになったり、しっかりと物事を考えられるようになったり、このように体の要である腰骨を立てることは、普段の立ち振る舞いはもちろんのこと、礼儀作法にもよい影響が出ると思われます。



- 幼児教育の現場での立腰の効果とは(全国一部の小学校で立腰教育が採用されています)
- 1. やる気がおこる 2. 集中力がつく 3. 持続力がつく 4. 行動が俊敏になる
- 5. 内臓の働きがよくなり、健康的になる 6. 精神や身体のバランス感覚が鋭くなる
- 7. 身のこなしや振る舞いが美しくなる

体育遊び

幼児期においては、発達の段階を踏まえると、体力を高めることを学習の直接の目的とすることは難しいですが、将来の体力向上につなげていくためには、この時期に様々な体の基本的な動きを培っておくことが重要であると思います。そのため、「体育遊び」では、様々な体の基本的な動きを培う運動として、「多様な動きをつくる運動遊び」を主眼において、楽しさの中にも規律を重んじた指導により、最終学年の年長児には、「組立体操」の指導も行っています。

ECC英語遊び

幼児期は、舌や口の動きが滑らかで、真似をして言うことが得意です。音に対する感度も高く、耳に した音をきれいに再現することができます。英語独特のリズム・イントネーションを習得するのに最 適な時期と言えます。未知なる英語にも、間違いを恐れずに取り組むことができるのが幼児期です。 正課では、「異文化に触れる」を目的として、歌や手遊びを中心とした楽しいカリキュラムです。

その他のカリキュラム

「ジェリービーンズ」ダンス講師による、ダンス指導により、年少・年中・年長児は「発表会」にて 発表します。

以上は、全て専任講師におるカリキュラムとなっています。

3歳児以降は、「自立」に向けての第一歩と考え、子どもたちの自主性を尊重していきます。 お子さまの自主性を促すため、ご家庭でも指導を宜しくお願いいたします。



施設の目的

子どもの健やかな成長のために適切な運営を確保し、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育事業の提供を行うことを目的とします。

施設の運営方針

- (1) 施設を利用する子どもの意思及び人格を 尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒 に係わる権限の濫用等は行わず、常に子 どもの立場に立って教育・保育を提供し ます。
- (2) 堺市、他の特定教育・保育施設等、地域 子ども・子育て支援事業を行う者、他の 児童福祉施設その他の学校又は保健医療 サービス若しくは福祉サービスを提供す る者と密接に連携し、地域及び家庭との 結びつきを重視した運営を行います。
- (3) 施設を利用する小学校就学前子どもの人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、 研修の実施をする等の措置を講じます。
- (4) 堺市幼保連携型認定こども園の学級編成、 職員、設備及び運営に関する基準を定め る条例(平成26年条例31号)に基づき、 施設の運営を行います。
- (5) 教育・保育の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提供する教育・保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

●周辺マップ



幼保連携型認定こども園

美木多いっちん保育園

〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上53番地1 TEL:072(299)6657 FAX:072(299)6806

ベビーセンターいっちん保育園

〒590-0136 大阪府堺市南区美木多 F3075 TEL:072(298)7337 FAX:072(298)7903